

# みとよ 農業委員会だより

## 第13号

平成28年7月1日



### ～遊休農地を再生し、子ども達の 農業体験学習の場に(高瀬町上高瀬地区)～

今年の5月に高瀬地区の農業委員、農地利用最適化推進委員が上高瀬小学校の児童と、上高瀬幼稚園の園児たちといっしょにサツマイモのツルを植え付けました。

この農地は、以前は遊休農地でしたが、平成26年度に当時の地区担当の農業委員、補助員が一人一筆遊休農地解消運動として再生しました。以来、地区の委員たちで草刈り等管理をし、子ども達に作物を作り育て収穫する喜びを感じてもらうために、毎年サツマイモの栽培を行っています。

編集・発行 **三豊市農業委員会**

〒767-8585 三豊市高瀬町下勝間2373番地1 TEL.73-3046



# ごあいさつ

三豊市農業委員会  
会長 堀江 博



農業委員会だより第13号の発行に際し、一言ごあいさつを申し上げます。

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律が平成27年8月28日に成立し、9月4日に公布されたことに伴い、農業委員会等に関する法律も改正されることとなり、農業委員の公選制が廃止され、市長が議会の同意を得て任命する方法へと移行し、この度、私たち24名の農業委員が就任いたしました。

現下、我が国の農業は、環太平洋パートナーシップ協定の大筋合意を受け、農産物への影響がどのようなものか、この時を、さらに飛躍への転機とするためには何が必要か、守るべきは何で、どこをどう変える必要があるのか、そして、地域ごとの特性をどう生かすのか、活発な再生産に対する期待が高まっています。しかしながら、人口減少と少子高齢化が同時に進む時代を迎え、特に中山間地域などにおいては、農地の荒廃化や空き家の増加が社会問題化する現実には直面しつつあり、また、イノシシやサルなどの有害鳥獣被害が拡大するなど、生まれ育った地域への「誇り」と「自信」を失いかけています。

農業・農村は、単に生産活動の場としてだけではなく、私たち日本人の「ふるさと意識」や「郷愁」の原点となる景観や空気を保持しており、その地域の歴史や文化は、私た

ちの「心」でもあります。

古くからの営農活動や営林活動によって守られてきた豊かで美しい自然は、水源の涵養や災害の防止、生物が生きていくための環境保全などの機能を持っており、農業を守り、集落を守り、地域を守り発展させる創造的プランの樹立と地域の共感に基づく協働・連帯した実践の第一歩が待たれています。

農業委員会は、担い手への農地等の利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進など、農地等の利用の最適化の推進という主要任務を着実・確実に果たしつつ、都市と地方の交流や移住・定住への取り組み、農業や農村への理解の拡大なども視野に入れ、地域や農業が永遠に輝き続け、そして日本人としての心を取り戻す動きや活動も側面から支援するなど、今日的任務にも目を向けた取り組みが求められているのではないのでしょうか。

このような社会や地域の情勢を踏まえ、私たち農業委員は、地区担当の農地利用最適化推進委員と連携・協力し、現場活動に取り組むとともに、農業や地域に対する将来的課題にも柔軟に取り組む、「住んで良かった」と思える三豊市「づくり」に一丸となって努力していく所存です。引き続き、農業者の皆様、そして広く地域の皆様方のご理解をいただきますようお願いを申し上げます、ごあいさつとさせていただきます。

## 農業委員会への各種申請書の提出締切日が変わりました。

改正農地法の施行に伴い、農地の売買・転用・貸借（利用権設定）等の申請書の提出締切日を下記の通り変更いたします。

**変更前**  
(平成28年3月まで)

**変更後**  
(平成28年4月から)

当月の10日

**毎月1日**

(1日が休日の場合は、その翌日以降の最初の開庁日)

\*書類に不足・不備等がある場合は受付ができませんので、必ず事前に農業委員会事務局までお問い合わせや相談をしていただきますようお願いいたします。

## 農事相談開催日程

農業委員会では、農地の貸し借りや農地転用、その他農業に関することについての相談を行っています。予約は不要ですので、お気軽にご相談ください。(先着順でご案内します。)

	開催日	対象地域
平成28年	7月7日(木)	高瀬町・山本町・財田町
	8月8日(月)	三野町・豊中町・詫間町・仁尾町
	9月7日(水)	高瀬町・山本町・財田町
	10月7日(金)	三野町・豊中町・詫間町・仁尾町
	11月7日(月)	高瀬町・山本町・財田町
	12月7日(水)	三野町・豊中町・詫間町・仁尾町
平成29年	1月10日(火)	高瀬町・山本町・財田町
	2月7日(火)	三野町・豊中町・詫間町・仁尾町
	3月7日(火)	高瀬町・山本町・財田町

開催時間 13:30 ~ 16:00

開催場所：三豊市危機管理センター  
1階 打合せコーナー  
(農業委員会事務局横)

※ 日程及び開催場所は、変更になる場合があります。

## この国の農と食を伝えます

全国農業新聞は、農業者の公的代表機関である農業委員会系統組織が発行する週刊の農業総合専門誌です。

購読を！  
全国農業新聞の

週刊 金曜日発行

月700円、年8,400円 (消費税込)

お申し込みは  
農業委員会事務局へ

TEL. 73-3046

# 三豊市農業委員会の新体制が決定しました！

改正農業委員会法が平成 28 年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、三豊市農業委員会の新たな農業委員 24 名と、農地利用最適化推進委員 68 名が任命されました。

**任期は平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの 3 年間**です。

制度改正により「**農地等の利用の最適化の推進**」が農業委員会の必須業務となりました。農業委員、農地利用最適化推進委員が協力して、これまで以上に**担い手への農地集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、農業への新規参入の促進**に積極的に取り組んでいきます。

## 農業委員の業務

農地法に基づく農地の権利移動や、農地転用等の許認可事務を行います。

また、担い手への農地利用の集積、耕作放棄地の発生防止・解消などに向けての目標を定め、**農地パトロール**や、**農事相談**などの現場活動も行います。



## 農地利用最適化推進委員の業務

担当地域での遊休農地の発生防止・解消に向けた**農地パトロール**や、中間管理機構と連携を図りながら、**農地の拡大意向を持つ農業者と、農地の出し手との結びつけ**、また**農地の売買、貸借の許可申請に当たっての現地確認**などの業務を行います。**日常的な現場活動は推進委員が中心**となり、農業委員と連携して対応します。

## 三豊市農業委員会 担当区域

町名	農業委員名 (自治会名)	担当区域	推進委員名 (自治会名)	担当区域
高瀬町	篠原 芳雄 (杉庄)	下麻の区域	松岡 忍 (増原)	杉庄 矢大 荒山 河中 増原
			大西 薫 (大吉)	浦側 前側 大吉 岡重
	長谷川謙二 (東善)	上麻の区域	辻野 行則 (椋ノ木)	宗板 椋ノ木 東善 西森
			近藤 泰義 (琴浦)	上母 琴浦 原下 榎谷 南山
	細川 耕助 (深池)	羽方、佐股の区域	三谷 栄二 (向井)	白坂 長原 高塚 原 川北 三反地 向井
			近藤 省三 (二ノ宮中)	向谷 二ノ宮中 宮奥 二ノ宮 黒嶋 長谷
			近藤 雅也 (西股東)	本村西 本村東 西股西 西股東 大谷
			宮崎 和代 (大武連)	大武連 長畑 長畑南 在所 深谷 深池 茶雅台 山地
	増田 孝 (大道)	上勝間、下勝間の区域	宮武 正幸 (大池の上)	大道 矢之岡 郷の岡 大池の上 神の植 冷瀬井 砂古 平池
			大森 政信 (本谷)	西之脇 五歩田 本谷 西の側 平尾 鴨谷
			三谷 将支 (下土井)	下土井 法事 高口 須の又 新田 林 中組 勝間団地 警察官舎 つるや団地
			石井 秀一 (道音寺)	原組 六つ松 道音寺 畑 寺前 加茂下東 加茂下西 加茂上 神原住宅 加茂団地 六つ松グリーンタウン まどかハイツ アルカディア道音寺 ビュアハウスタカセ 勝間グリーンビレッジ コモンズみとよ
	貞廣 駿 (上之荘)	上高瀬、新名の区域	小野 茂樹 (井出)	北条 早馬 山奥 田井 長法寺 高瀬川ニュータウン 竹浅 竹浅団地 井手
			戸城 高司 (石淵)	平見 青井谷 石淵 上之荘 北原 中浦 西村 末
			真鍋 清 (西下)	上分東 上分西 西下 駅東 ギオン通り 駅前 駅前ごくみ
			真鍋 智 (城原)	土井 中林 楠井 楠井団地 ロータリーマンション高瀬 川下 城原 下所 片上 高木
石井 宏昭 (吹毛の山)	比地中、比地の区域	湯口 隆 (裏田淵)	前田淵 裏田淵 喜多 溶目 瓦谷	
		小山 重嗣 (加登)	爺神 加登 新町 浦中 井の口 吹毛の山	
		高田 和雄 (北郷)	東光寺 石堂 北郷 南郷	
		三崎 良清 (下司)	成行 下司 長畷	

町名	農業委員名 (自治会名)	担当区域	推進委員名 (自治会名)	担当区域	
山本町	豊田 衆士 (段の岡)	辻の区域 神田の一部の区域 (大坪 中屋敷 砂古 長瀬)	(豊田 衆士)	三谷 谷 寺上東 寺上西 段の岡 三谷団地	
			片桐 博司 (山本西三)	山本東上 山本東中 山本東下 山本西一 山本西二 山本西三	
			堀川 博資 (大辻南)	大辻東 大辻西 大辻南 大辻北 中辻 池の向 中西 大辻住宅 大辻西団地	
			細川 和義 (中屋敷)	大坪 中屋敷 砂古 長瀬	
	藤田 英則 (長野二)	河内の区域 神田の一部の区域 (川原 岩瀬 砂川 大池)	(藤田 英則)	長野一 長野二	
			藤田 譲 (上二)	上一 上二 上三 宮の下 報国	
			西山 勉 (吹上)	中 吹上 協和 井出下 共栄 ぼたん団地 タック化成河内	
			白川 俊光 (川原)	川原 岩瀬 砂川 大池	
	須藤 智 (西光寺)	財田西、大野の区域 神田の一部の区域 (立石 田の口 土井 山才)	(須藤 智)	西光寺 西光寺団地	
			高橋 正憲 (大上)	大上 北側 庄の側 道上 道下 ぎおん団地	
			篠原 義明 (西上)	西上 西中 庵上 庵下	
			大西 一平 (北立石)	北立石 南立石 田の口 土井 山才	
	会長職務代理者 正田 茂義 (山本東上)				
三野町	眞鍋 欣之 (原)	大見の区域	岡根 譲 (国実)	落合 南原 九免明 大屋敷 鳥坂 深尾 寺地 大門 国実 中原 天道	
			三谷 清 (天道)	原 大道 出井 道免 丸尾 上竹田 下竹田	
			小谷 明夫 (西久保谷)	東久保谷 西久保谷 国広 宮脇 西大見 岡崎 浅津 田所 砂押 丸一 浜 浜北 美野原 原南団地 原野 コスモ団地	
	片山 雅夫 (東浜下)	下高瀬の区域	前川 和秀 (田土)	下組 下組北 坊之前 田土 南組 下組中 下組南 中新田 上新田東 西新田 横井 横井東 中道 中道西 横井南 乙井 中浜	
			磯崎 佳男 (樋之前西)	樋之口上 樋之口下 上新田 下新田 中組 樋之前西 樋之前東 平柳 東浜上 東浜下	
			嶋田 誠 (原上)	法上 法下 寺前 小原 下原 原上 大坊	
	新延 健 (通免)	吉津の区域	山本 護 (北村)	正本南 正本北 北村 大原上 大原下 汐木 汐木原 汐木西 汐木中 汐木浜 田ノ尻	
			奈良 重幸 (田中)	長田 田中 宮ノ浦 津ノ前西 津ノ前中 津ノ前下 野政 松下 津野里	
			川口 益生 (汐木原)	宗吉 山原 宗吉西 片山 三野津ヶ丘 山条 山越 峠 通免 上条 円道 谷	
	馬場 優子 (宮脇)				
	豊中町	矢野 康江 (4区)	下高野の区域	岸井 信夫 (行屋)	1区 大谷 行屋 3区
				田所 上奉 (4区)	4区 5区 6区
		小田 正人 (8区)	岡本の区域 本山甲、本山乙の 区域	筒井 義朝 (10区)	7区 8区 9区 10区 11区 12区 13区 14区 15区 16区 17区 18区
金丸 貞重 (摺木中)				寺家下3 寺家下4 寺家下5 寺家下6 寺家下7 寺家下8 サントウン本山 川向井 四ツ足東 四ツ足中 四ツ足西 下所	
篠原 一三 (六の坪)				六の坪 摺木東 摺木中 摺木久保 寺家上1 寺家上2 寺家下1 寺家下2	

町名	農業委員名 (自治会名)	担当区域	推進委員名 (自治会名)	担当区域
豊中町	関 定 (井の口)	比地大の区域 上高野の一部の区域 (田井 大地 森安 井手向 財田下 財田上)	安藤 正文 (原)	芙蓉台 井の口 原 小路西 小路東 徳前西 徳前東 小山東 小山西
			宇草 信一 (町田)	尾崎 中 門 政本 町田 土井 宮池
			三好 康芳 (田井)	田井 大地 森安 井手向 財田下 財田上
	川口 勉 (沢二反地)	笠田笠岡、笠田竹田 の区域 上高野の一部の区域 (片山 後藤 普入 福岡 中尾 下原 下原南 下原西)	十鳥 政信 (道上上)	六ツ松 大道 道上上 道上下 野津午 花沢 沢二反地 須野志 天神 石成
			須藤 俊司 (稗田)	七尾 稗田 新上 新下 新屋敷 南 中津 忌部上 忌部中 忌部下 竹田西 竹田土井 竹田園 竹田園北
			十河 隆司 (中尾)	片山 後藤 普入 福岡 中尾 下原 下原南 下原西
詫間町	白井 靖久 (水出)	松崎の区域 荘内の区域	宮武 孝行 (松崎西)	水出 北浦 松崎西 松崎東 松崎団地 須花 浜中 浜北 浜西 新浜西 美浜
			浦川 清徳 (名部戸)	名部戸 鴨之越 大浜 波止艾 肥地木 船越 伊砂子 積 箱 生里 仁老浜 塩谷 尾 不天 中新田 西浜 東風浜 瀧東 瀧西
			山口 順一 (大浜)	満1 満2 下新田 志々島1 志々島2
	眞鍋 文男 (田井)	詫間の区域	安藤 健二 (宮の下)	新的場 池尻 桃山 中郷 的場 蟻の首 マリンガーデン 宮ノ下 神田下 神田上 田井 浜田 本村中 本村上 天満 須田東 須田西 新浜 塩生 高谷 塩生ヶ原 西野団地 松本 香川高専職員宿舍 香田東 香田西
竹安 正行 (天満)				
仁尾町	吉田 容將 (小曾)	曾保の区域 南草木の区域 江尻	中西 雅之 (土井)	天王 新開 土井 草木 石ヶ谷 江尻 清水 小曾 柿谷 中筋 広江 浦の谷
			大西 計 (江尻)	
	喜田 直樹 (詫間越)	北草木の区域 山下 門前 樋の宮 新道 南 詫間越 朝日 家の浦の区域 古江区域 大北 宿入 中津賀 道場前 矢田	浪越 香 (宮の端)	峠 千代 片山 砂入加嶺 門前 宮の端 樋の口 新道 南い東 南い西 南ろ 南は 南に 南ほ 蔦見 仁尾浜 宮西 宮西団地 若浜 美浜
大崎 正義 (家の浦)			詫間越 朝日 仁尾の上 上家の浦 家の浦 古江上 金坂 風呂の口 川尻 大北 宿入 中津賀 道場前 矢田 境目 中の丁 山下	
財田町	会 長 堀江 博 (雉子尾)	財田上の区域	岩倉 一正 (石野下)	正宗 石野上 戸川 石野下
			白川 洋一 (我久)	雉子尾 久保の下 森 我久
			岡崎 清和 (山王)	北地下 山才 山王
			小野 義弘 (北地上)	北地上 北地中
			安藤 正俊 (別所)	昼丹波 別所 野田原 黒川
			石原 常男 (荒戸下)	芋尾 帰来 荒戸上 荒戸下
	山岡 静雄 (山岡)	財田中の区域	藤川 純三 (吉田)	吉田 大野地 朝日
近井 正士 (入樋)			長野 泉平 林明 入樋	
細川壽恵廣 (本篠)			北野 中元 本篠 山岡 宮尾 北原	



よろしく  
お願いします!

# 新しい女性委員を紹介します!

今回の委員改選によって、農業委員に2名、農地利用最適化推進委員に1名、女性委員が就任しました。

農業委員

三野町 馬場 優子



今年の3月まで、香川県西讃農業改良普及センターに普及員として勤務しておりました。

我が家では自家用の米と野菜しか作っておらず、私自身は時々母の手伝いをする程度でしたので、農業委員を依頼された時には、農業にがんばっている女性の方が良いのではないかと悩みましたが、普及員の経験を活かして、三豊市の農業振興のお役に立ちたいと思い、お引き受けしました。

農業改良普及センター勤務で、多くの農業者とお会いし、お話を伺ったり一緒に活動してきました。その中で教えていただいたことも多く、それらを基に、特に女性の農業経営への参画や新規就農者の早期定着などのお手伝いをしたいと考えています。

豊中町 矢野 康江



豊中町下高野で、ぶどう栽培をしています。義父の病気で急に就農する事になり、早二十五年が過ぎました。何の知識も心構えもないまま、普及センター、JA、また近所の先輩農家のみなさんに助けていただき、何とか続けてこられました。

女性農業委員のお話しをいただいた時は、「無理」と思いましたが、今度は私がお返しする番では、と思いき受けました。

今から、農業に取り組みみたいと思っている若い方々や、お世話になった地域のみなさんに、他の農業委員の教えをいただきながら、微力ではありますが、力になっていければと思っています。

農地利用最適化推進委員

高瀬町

宮崎 和代



私は高瀬町二ノ宮で両親と三人で梨を栽培しています。

最初に農地利用最適化推進委員のお話をいただいた時は、農業経験・人生経験ともに浅い私には務まらないのではと思いましたが、私の住んでいる佐股地区は特に耕作放棄地が多く、アライグマやイノシシなどの害獣が年々増えてきています。こうした問題を少しでも解決できればと思いい、引き受けることにしました。

何ができるかわかりませんが、地域の皆様の声を聞き、いろいろと教えていただきながら、委縮する事なく自ら手を挙げ意見を述べられる若い女性が後に続くよう、微力ながらお手伝いできればと思っています。



## 農地を転用するときは、農地法の許可が必要です!

### 【農地転用とは】

農地（田や畑）を住宅や店舗等の建物敷地、資材置場、駐車場、太陽光発電施設など、農地以外の用地に転換することです。なお、一時的に資材置場や土砂採取場等に利用する場合も転用になります。

農地法の許可を受けないで無断で農地を転用した場合や、転用許可に係る事業計画どおりに転用していない場合には、農地法に違反することとなり、工事の中止や、原状回復命令等の命令がなされる場合があります。また、違反転用や、原状回復命令違反には3年以下の懲役または300万円以下の罰金（法人は1億円以下の罰金）が科される罰則の適用もあります。

- 農地転用の許可申請の受付は、農業委員会で行っています。詳しくは、三豊市農業委員会事務局にお問い合わせください。
- なお、農振法に基づく農用地区域内にある農地については、農地転用許可申請に先立ち、農用地区域から除外しておく必要があります。詳しくは農業振興地域制度を担当する三豊市農業振興課（TEL：73-3040）にお問い合わせください。



# 農業者年金の政策支援加入で 39歳までの 将来の安心を!

39歳までの  
みなさまへ

農業者の担い手には、手厚い**政策支援（保険料の国庫補助）**があります。

国民年金第1号被保険者等の農業者年金への加入要件に加え、

- ① 39歳までに加入（60歳までに加入期間が20年以上あること）
- ② 農業所得が900万円以下
- ③ 認定農業者で青色申告者等（下表）を満たせば受けられます。



## 「保険料の国庫補助対象者と補助額」

区分	必要な要件	国が補助する額(円)	
		35歳未満	35歳以上
区分1	認定農業者で青色申告者	10,000	6,000
区分2	認定就農者で青色申告者	10,000	6,000
区分3	区分1（または区分2）の者と家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者や後継者	10,000	6,000
区分4	認定農業者または青色申告者のいずれか一方を満たし、3年以内に両方を満たすことを約束した者	6,000	4,000
区分5	35歳まで（25歳未満の場合は10年以内）に区分1の者となることを約束した後継者	6,000	—

\*区分3と5の「後継者」は経営主の直系卑属である必要があります。

\*政策支援を受けている期間中は、月額保険料が2万円で固定されます。

\*政策支援を受けられる期間は最長20年間です。（35歳以上の支援は最長で10年間です。）

\*国庫補助分の年金を受給するには、20年以上の加入期間と、経営継承が必要です。

国庫補助分を除いた本人負担分についての年金（農業者老齢年金）は、加入期間や経営継承に関係なく、原則65歳から受給できます。

**農業者年金は納付された保険料と運用益を原資として年金額が決まります。毎月の保険料が少なくても長い間納めると多くの年金の受給が期待できます。つまり、若い時から加入すれば、月々の負担が少なくても豊かな老後生活に備えることができます！**

詳しくは、

農業者年金基金ホームページ <http://www.nounen.go.jp> をご覧いただくか、  
農業委員会事務局（☎ 0875-73-3046）、またはお近くの JA 各支店までお問い合わせください。

## かけがえのない農地を守り、有効に利用しましょう！

農地の権利を有するものは…

**「農地を農地として利用する責務」**があります！



＊農地法では、「農地の所有権・賃借権等を有する者はその適正かつ効率的な利用を確保しなければならない」旨の《責務規定》が設けられています。

農地は限りあるかけがえのない地域の貴重な資源です。一度荒れてしまうと、もとの耕作できる状態に戻すまでに大変な労力がかかってしまいます。

また今後、遊休農地に対して行われる農地の利用意向調査において、農地中間管理機構へ貸付を希望しないまま遊休農地を放置している場合、固定資産税の課税が強化されることがあります。

自ら耕作できないなど、農地の利用でお悩みの方はお早めに地元の農業委員や農地利用最適化推進委員、農業委員会事務局、香川県農地機構までご相談ください。

## 農地の貸借は香川県農地機構にお任せください！！

公益財団法人香川県農地機構では、農地の出し手から農地を借受け、受け手となる担い手の規模拡大や利用する農地の集約化等に配慮し貸付けすることにより、担い手の経営安定や地域の農地利用の最適化等を進めています。

### 農地中間管理機構のしくみ

#### 出し手



公的な機構なら安心して貸せるぞ。



地域農業が良くなるよう、「人・農地プラン」の話し合いを通じてみんなで機構に預けよう。

#### 受け手



農地がまとまって借りられた。機構とだけ交渉すればいいから楽だ。



地域外から参入したけど、利用しやすい農地がまとまって借りられた。

将来の地域での役割や実績を踏まえて公平・適正に選ばれます

#### 農地中間管理機構



連携  
協力

三豊市・三豊市農業委員会

三豊市が機構から業務の委託を受けています。また、機構の農地集積専門員も駐在していますので、お気軽にご相談ください。



担当窓口・  
お問い合わせ先

三豊市農業委員会 TEL:73-3046

公益財団法人香川県農地機構 香川県高松市松島町 1-17-28

TEL : 087-831-3211 ホームページ : <http://www.kagawa-nk.jp>